

総行選第59号

平成27年8月5日

各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第189回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成27年法律第60号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員一人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、あわせて二の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けるとともに、二の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われる選挙に関し、選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けるほか、その管理執行体制を整備することを目的として行われました。

改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定は、公布の日から起算して3箇月を経過した日（平成27年11月5日）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用されることとされています。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、新法の運用に遺漏のないよう、下記事項にご留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正に関する事項

- 1 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めるものとされたこと。

選挙区	改正前の議員定数	改正後の議員定数	備考
北海道	4人	6人	2人増
宮城県	4人	2人	2人減
東京都	10人	12人	2人増
新潟県	4人	2人	2人減
長野県	4人	2人	2人減
愛知県	6人	8人	2人増
兵庫県	4人	6人	2人増
福岡県	4人	6人	2人増

- 2 参議院選挙区選出議員について、次のとおり、二の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けるものとされたこと。

選挙区	改正前の議員定数	改正後の議員定数	備考
鳥取県及び島根県	鳥取県2人 島根県2人	2人	2人減
徳島県及び高知県	徳島県2人 高知県2人	2人	2人減

(新法別表第三関係)

第2 参議院合同選挙区選挙に関する選挙運動の数量に係る制限等に関する事項

参議院選挙区選出議員の選挙のうち二の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われるもの(以下「参議院合同選挙区選挙」という。)に関する選挙運動の数量に係る制限等について、次の特例を設けるものとされたこと。

- (1) 選挙事務所の数は、2箇所まで(政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、10箇所まで)とされたこと(新法第131条第1項関係)。
- (2) 主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機の数の上限

- は、自動車2台又は船舶2隻（両者を使用する場合は通じて2）及び拡声機2
そろいとされたこと（新法第141条第1項第1号関係）。
- (3) 新聞広告の回数は、10回までとされたこと（新法第149条第4項関係）。
 - (4) 個人演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数は、10までとされたこと（新法第164条の2第3項関係）。
 - (5) 街頭演説の際に掲げなければならない標旗の交付数は、2とされたこと（新法第164条の5第3項第1号関係）。
 - (6) 街頭演説において選挙運動に従事する者の数の上限は、候補者一人につき演説を行う場所ごとに15人とされたこと（新法第164条の7第1項関係）。
 - (7) 特殊乗車券の交付数は、30枚とされたこと（新法第176条関係）。
 - (8) 推薦演説会の開催回数は、推薦候補者の数の8倍に相当する回数以内とされたこと（新法第201条の4第1項関係）。
 - (9) 再選挙又は補欠選挙において確認団体の政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の台数の上限は、2台とされたこと（新法第201条の7第2項関係）。

第3 参議院合同選挙区選挙の管理執行体制の整備に関する事項

1 参議院合同選挙区選挙管理委員会

- (1) 参議院合同選挙区選挙の選挙区内の二の都道府県（以下「合同選挙区都道府県」という。）は、協議により規約を定め、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会を置くものとされたこと（新法第5条の6第1項関係）。
- (2) 参議院合同選挙区選挙に関する事務は、参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理するものとされたこと（新法第5条の6第2項関係）。
- (3) 参議院合同選挙区選挙管理委員会の組織
 - ア 参議院合同選挙区選挙管理委員会は、委員8人をもって組織するものとされたこと（新法第5条の6第3項関係）。
 - イ 委員は、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員をもって充てるものとされたこと（新法第5条の6第4項関係）。
 - ウ 委員は、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員でなくなったときに限り、その職を失うものとされたこと（新法第5条の6第5項関係）。
 - エ 委員の任期は、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員としての任期によるものとされたこと。ただし、地方自治法の規定により後任者が就任する時まで合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員として在任する間は、

- 委員として在任するものとされたこと（新法第5条の6第6項関係）。
- オ 委員は、非常勤とされたこと（新法第5条の6第7項関係）。
- カ 委員は、合同選挙区都道府県に対しその職務に関し請負をする者等であることができないこととし、これに該当するときは、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員の職を失うものとされたこと（新法第5条の6第8項関係）。
- キ 参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員長は、委員の中から互選しなければならないものとされたこと（新法第5条の6第9項関係）。
- ク 委員長は、参議院合同選挙区選挙管理委員会を代表し、その事務を総理するものとされたこと（新法第5条の6第10項関係）。
- (4) 参議院合同選挙区選挙管理委員会の会議
- ア 参議院合同選挙区選挙管理委員会の会議は、5人以上の委員の出席がなければ開くことができないものとされたこと（新法第5条の6第11項関係）。
- イ 参議院合同選挙区選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによるものとされたこと（新法第5条の6第12項関係）。
- (5) 参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約には、その名称、経費の支弁の方法、執務場所等につき規定を設けなければならないものとされたこと（新法第5条の6第16項関係）。
- (6) 参議院合同選挙区選挙管理委員会の職員、抗告訴訟等の取扱い、地方自治法等の適用等について、所要の規定を設けるものとされたこと（新法第5条の6第13項から第15項まで、第17項から第19項まで関係）。
- (7) 市町村の選挙管理委員会に対する参議院合同選挙区選挙管理委員会の関与について、所要の規定を設けるものとされたこと（新法第5条の7から第5条の9まで関係）。
- (8) 参議院合同選挙区選挙管理委員会の職員は、在職中、選挙運動をすることができないものとされたこと（新法第136条関係）。
- (9) 参議院合同選挙区選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する訴訟は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約に定める執務場所を管轄する高等裁判所の専属管轄とされたこと（新法第217条関係）。
- (10) 参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員及び職員について、所要の罰則の規定の整備を行うこととされたこと（新法第221条第2項、第223条第2項、第226条、第227条及び第237条第4項関係）。

2 選挙分会長等

- (1) 参議院合同選挙区選挙においては、合同選挙区都道府県ごとに、選挙分会長を置くものとされたこと（新法第75条第2項関係）。
- (2) (1)の選挙分会長は、選挙分会を開き、開票結果の調査を行い、各候補者の得票総数を計算し、その結果を選挙長に報告しなければならないものとし、選挙長は、選挙会を開き、その報告を調査し、各候補者の得票総数を計算しなければならないものとされたこと（新法第80条及び第81条第5項関係）。

第4 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に関する事項

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律について、参議院合同選挙区選挙における選挙会経費の額を追加する等の改正がされたこと（改正法附則第10条関係）。

第5 他法令の改正に関する事項

今回の改正に伴い、最高裁判所裁判官国民審査法、漁業法及び農業委員会等に関する法律について所要の規定の整備がされたこと（改正法附則第8条、第9条及び第11条関係）。

第6 施行期日等に関する事項

- 1 改正法は、公布の日から起算して3箇月を経過した日（平成27年11月5日）から施行するものとされたこと。ただし、3の事項に係る規定は公布の日から施行し、第3の1(1)から(7)までの事項に係る規定は公布の日から起算して1箇月を経過した日（平成27年9月5日）から施行するものとされたこと（改正法附則第1条関係）。
- 2 新法の規定及び第4による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条関係）。
- 3 合同選挙区都道府県は、第3の1(1)から(7)までの規定の施行後この法律が施行されるまで（平成27年11月5日まで）の間に、速やかに参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約を定め、この法律による改正後の公職選挙法

の円滑な実施を確保するため必要な準備を行うものとされたこと（改正法附則第3条関係）。

4 この法律の施行前にした行為及び2によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第5条関係）。

5 平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとされたこと（改正法附則第7条関係）。